

鶏等の家きんを飼養している皆様へ

熊本県で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました

平成26年4月13日、熊本県内の肉用鶏農場において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

本病は、鶏、あひる、うずらなどの家きんの病気であり、感染力が強く、まん延すると社会的に多大な影響を及ぼすため、まん延防止のためには、家きん飼養者の皆様一人一人の対策が重要となります。

家きんを飼養している皆様におかれましては、以下の点について特に注意をお願いいたします。

- 飼養している家きんの様子をよく観察し、異状を見つけたら早期に獣医師や家畜保健衛生所に連絡する。
- 飼養場所に野鳥や野生動物が入らないようにする。
- 飼養場所を掃除し、衛生的な環境で飼育する。
- 家きん等に接触する場合には、その前後に十分に手洗いと消毒を行う。

※ 高病原性鳥インフルエンザの主な症状

- ・病原性の強い場合は、無症状で突然死亡することもあります
- ・とさかの出血
- ・脚の腫れや出血
- ・顔面の腫れ
- ・苦しそうな呼吸
- 等

なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザが人に感染した事例は報告されていません。

最新の情報はこちらへ

畜産課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0510/>

- 異状を発見した場合は、すぐに最寄りの家畜保健衛生所へ連絡してください。

県央家畜保健衛生所

電話 046-238-9111 ファクシミリ 046-238-9124

管轄区域

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、愛川町、清川村

湘南家畜保健衛生所

電話 0463-58-0152 ファクシミリ 0463-58-5679

管轄区域

平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町